

第3回 大都市制度推進協議会への意見

日本共産党大阪市会議員団 山中智子

〈大都市制度を議論する前提について〉

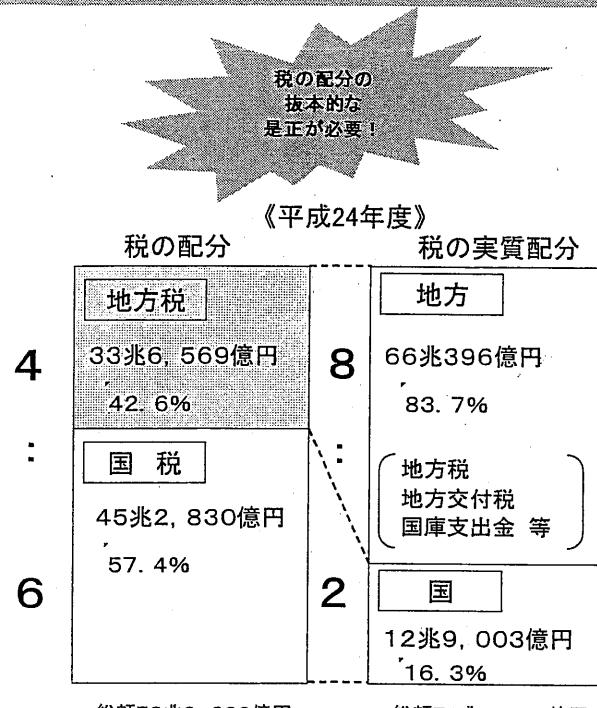
- ◆大阪経済の低迷には様々な要因がある
 - 行政組織の責任とはいえない東京一極集中の進展
 - 90年代、不要不急の大型公共投資に偏り、市民の消費購買力の向上を疎かにしたなど
- ◆府市の統一戦略を欠いていることが大きな問題だと言われているが、府市の成長戦略には大きな差異はなかったのではないか
- ◆「集中投資」とは何か——淀川左岸線延伸部・なにわ筋線?
 - いま以上にインフラ整備が進めば、企業集積が進み、経済がよくなる?
 - つまるところ政治の中身、政策選択の問題ではないか

〈現行の大都市制度の課題について——大都市の抱える様々な“行政需要”に応えるものになっていない〉

- ◆大都市税財源の拡充——国・府からのいっそうの権限、税源の委譲
 - ◆国の地方に対する責任をしっかりと果たさせる
 - 国直轄事業の地方負担金の廃止
 - 具体施策
 - 生活保護費の全額国庫負担
 - 国保の国庫負担率の引き上げ 等々
 - ◆住民自治の前進——市民の声を反映させるために
 - 区役所機能の強化
 - 都市内分権の本格的な取り組み
 - 議会改革の推進（陳情者の意見陳述の制度化など市民参画の明確化 等）
- ※ これらが喫緊の課題であり、「統治機構」を変えることではない
※ 政令市の“改善型”こそ、大阪にふさわしい

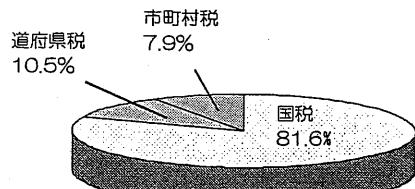
地方の税財源の充実 総論

国・地方における租税の配分状況



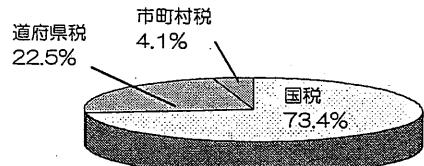
注 当初予算額、地方財政計画額による数値である。
税の実質配分とは、税の配分に国から地方への移転財源(地方交付税など)を考慮したものである。

法人所得課税の配分割合(実効税率)



- 注 1 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。
2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。
3 復興特別法人税を加味した数値である。
4 配分割合は、地方法人特別譲与税による道府県への還元前の値である。

消費・流通課税の配分割合 (平成24年度)



- 注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
2 東日本大震災による減免等の金額は含まない。
3 配分割合は、譲与税等による道府県、市町村への還元前の値である。

国庫補助負担金の改革

国庫補助
負担金

地方が
担うべき分野

国が
担うべき分野

地域自主戦略

交付金

経過措置
財政需要を的確
に反映

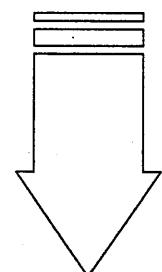
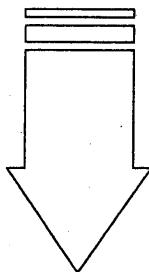
税源移譲

必要な経費全額
を国が負担

地方の税財源の充実－国直轄事業負担金の廃止

国直轄事業負担金の廃止など国と地方の役割分担の見直し

国と地方の役割分担の見直し



国が行うべき直轄事業

地方に移管すべき事業

地方負担の早期廃止

- 国の全額負担で整備を行うべき
- 地方負担は早期に廃止すべき
- 高規格臨港道路（夢咲トンネル）
については、国が自ら管理すべき

税源と権限の一体的移譲

- 地方が担うべき事業は、税源と
権限を地方へ一体的に移譲すべき

国直轄事業負担金制度の廃止

税源と権限の一体的移譲

国直轄事業負担金 大阪市平成24年度当初予算

道路	8億8,600万円
港湾	6億7,200万円
公園	400万円
合計	15億6,200万円

- 国と地方の協議の場において、地方の意見を取り入れること
- 制度の廃止に向けた具体案を提示し、確実に実施すること

大阪市における生活保護費の地方交付税措置不足の状況(平成21年度)

大阪市負担額(1/4) ①	地方交付税措置 ②	措置不足額 ②-①
657億円	504億円	▲153億円

生活保護費の地方負担分は地方交付税で措置されているが、地方交付税は「標準的な行政を合理的な水準」で行う場合に必要な一般財源を確保する仕組みであることから、地域性が十分に反映されず、大阪市の場合、実際に負担した額が全額措置されるわけではない。

(参考)現行の負担割合:扶助費→国3/4(国庫負担金)、市1/4(地方交付税措置対象)、人件費→地方交付税措置

大阪市の国保財政と国庫支出金等の変遷

年度	大阪市国保予算額 (億円)		国庫支出金(億円)			国庫支出金占有率(%)		国保料(介護分除く)	
	給付費等	歳入総額	国庫負担金	国庫補助金	計	対給付費等	対歳入総額	1人当額(円)	収納率(%)
1984	1,262	1,327	689	112	801	63.45	60.37	40,957	92.28
1985	1,358	1,425	518	239	757	55.75	53.13	43,530	92.03
1986	1,490	1,555	558	211	769	51.62	49.44	48,576	92.01
1987	1,529	1,598	558	196	754	49.31	47.18	50,838	92.20
1988	1,601	1,674	565	177	742	46.35	44.33	54,188	92.22
1989	1,670	1,746	591	187	778	46.59	44.56	56,992	92.47
1990	1,727	1,805	601	194	795	46.04	44.04	60,074	92.61
1991	1,739	1,826	598	195	793	45.61	43.42	61,812	92.90
1992	1,813	1,904	591	212	803	44.29	42.18	65,656	92.10
1993	1,875	1,973	615	212	827	44.11	41.92	68,653	92.13
1994	1,965	2,071	637	217	854	43.47	41.23	72,538	91.18
1995	2,030	2,139	660	231	891	43.89	41.66	72,512	92.12
1996	2,128	2,243	690	238	928	43.60	41.38	74,699	91.62
1997	2,218	2,342	722	246	968	43.64	41.34	78,870	90.90
1998	2,236	2,368	725	253	978	43.73	41.30	78,830	90.03
1999	2,363	2,497	772	273	1,045	44.23	41.85	78,893	87.34
2000	2,557	2,693	835	266	1,101	43.05	40.89	81,295	87.01
2001	2,644	2,772	859	263	1,122	42.44	40.48	83,726	85.95
2002	2,651	2,781	862	260	1,122	42.33	40.34	86,238	85.14
2003	2,909	3,066	937	307	1,244	42.76	40.57	88,826	83.90
2004	2,944	3,110	936	286	1,222	41.51	39.29	90,603	82.74
2005	2,915	3,081	833	261	1,094	37.53	35.51	90,603	82.43
2006	2,905	3,262	785	297	1,082	37.24	33.17	90,603	82.91
2007	2,967	3,405	794	308	1,102	37.14	32.36	94,681	83.09
2008	2,745	3,216	678	200	878	31.98	27.30	95,818	82.66
2009	2,786	3,383	676	210	886	31.80	26.19	95,818	83.77
2010	2,865	3,405	671	212	883	30.82	25.93	95,818	84.26